

開会：午後3時30分

開会あいさつ

村長：今日は、丸山会長を始め委員各位には、ご多用のところをご出席賜り誠にありがとうございました。

また、平素は、委員各位には本村の行財政改革の推進に対して格別のご理解ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、平成17年12月に委員の皆様から答申頂きました第3次行財政改革推進大綱に基づき、目標年次の平成21年に向け、26の改革事項に取り組んでいるところでございます。

今年度につきましても、住民への説明責任、行政の効率化、政策課題への対応等、小さくてもキラリと光る村づくりに向け、職員一丸となって、行財政改革の推進に取り組んでまいりました。

その成果は、財政計画とあわせて、後ほどご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今年度は地方自治体を取巻く状況は益々厳しさがまし、19年6月に地方公共団体財政健全化法が成立、それにともない12月には早期健全化基準・財政再生基準等が発表され、20年度秋には19年度決算に基づく指標の公表することになっています。

また、公会計改革として現金主義による会計処理を補完する、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備が23年度までに求められています。

本村のような小規模自治体におきましても、こうした地方行財政制改革に円滑に対応していくことが重要であると考えておりまし、現在審議中の地方分権委員会や地方制度調査会の影響についても気にかかるところであります。

いずれにいたしましては、委員各位には、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが開会のごあいさつとさせていただきます。

会長：自治体を取り巻く環境は厳しい状況であるが、飛島村は優良な自治体運営となっている。しかしながら、委員の皆様には厳しいご意見等を頂き、有意義な会議としていく必要があるので、よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。今日は2名の委員の方が欠席されてみえませんが、規則では過半数の委員の出席で委員会は開催できることになっておりますのでご了解ください。

飛島村行財政改革進捗プラン及び地方制度改革の新たな展開についての説明  
(事務局)

## 意見及び質疑

会長：恵まれた財政状況については確認できたが、行革推進プランについては、委員の皆さんのご意見のもと進められているので、委員さんから疑問に感じることは確認していただく必要がある。

鈴木委員：業務委託コストの見直しのため、職員自ら清掃活動を行うとあるが、他には何をしているのか。

また、実務研修について、どのような人が行ったのか、何を発表するのか、その後職場を直ぐ辞めないことを確約したほうが良いのではないのか。また、飛鳥村の徴収率は他の自治体を大幅に上回る数値であり、もっと外部に誇っても良いのではないのか。

最後に夜間人口の3倍近くある昼間人口を見ても、飛鳥村は既に市レベルにあると考える。飛鳥村を客観的に見ると「村役場」は言い方として古いのではないのか。「村役所」という言い方に換えるなどしてはどうか。

総務部長：住民の方に配る連絡文書等については、他の役所の場合、「配達員」という職員を置くケースがある。飛鳥村では地区ごとに職員を割り当て、毎週木曜日にその職員がボランティアで配布している。庁舎の外周りの掃除についても、毎週当番制で職員が始業時間前に行っている。また、委託契約についても、その契約の更新時期毎に委託料の見直しをお願いしている。

また、職員の研修については、今年受講したのは総務課の財政担当職員で、費用は数万円程度のもので、期間も数日間であり、1年間又は何ヶ月間というものでない。

徴収率については、職員の努力はもちろん、納税者の皆さんの理解が高いこと、振替納税をご利用頂く方が多いことが要因と考えられる。保育料も滞納繰越が無いという実績がある。ただ、外国人等で国に帰ってしまうケースなどもある。この高い徴収率を維持する為に毎年度職員も努力している。

また、過去には村と言う名称が恥ずかしいというのは聞いたことがあるが、最近は聞かない。

鈴木委員：「村」は仕方ないが、「役場」を「役所」に換えられないか。

事務局：「役場」という名称は自治法に定められているようです。

会長：法的に定められているのは仕方が無い。独自の名称なら問題ないが、コストに見合うものかという点が問題になる。

西尾委員：委員会の定数削減が挙がっているが、農業委員会では2回ほど削減案が提示されたが、各地区によって温度差がある。もっと行財政改革の視点から地区の方へ説明を進めていく必要があるのではないのか。また他

の委員会でも削減の動きがあれば教えて欲しい。

開発部長：定員で言えば 15 名程度にしたいと考え、まず 2 名の減をさせて頂き、その後 3 年を目処に更に削減させて頂きたい。また、それに伴い地区へのピーアールも含めて進めて生きたいと考えている。その他の委員削減については、現在進めている委員会はありません。今後の課題と考えています。

会長：今は地元でも、何で削減になるのかという意見もあると思う。今後は行財政改革の観点を説明して頂き、村民への周知を図って頂きたい。

佐藤委員：農業委員会について、15 名程度に減らすという事だが、15 名でも十分進められるとか、他の自治体では何名で進めている等、どのように考えて削減していくのかを説明していく必要がある。

開発部長：現在では、他町村と同様に、農家コスト及び農地面積等を考慮して削減していくと説明しているが、各地区では、各種の調査資料等があるので、現状の人数でお願いしたいという意見があったので、今後についても更に説明等を続けていきたい。

会長：どちらでも良いではなく、他自治体の状況等も説明しながら、ある程度の指導力を発揮して進めていかないと不公平も存在することになるので、明確な方針に基づいて進めていただきたい。

河村委員：臨時職員の適正配置について、人材派遣による選択肢はありますか。

総務部長：現在お願いしている時給は 800 円台であり、保険など時給以外で負担するケースは一部であるが、人材派遣よりは安いので選択肢として検討したことはない。

会長：私の知る限りでも人材派遣を積極的に活用している自治体は無い。

河村委員：職員を大幅に削減した際に、忙しい時期だけでも専門的な人を人材派遣でお願いすることは難しいのか。

総務部長：民間の方がサービスが良く安いというケースはあるかも知れないので、施設の指定管理という手法で、どこかの施設を指定管理者にして職員を削減する場合はある。

佐藤委員：地区組織の活動支援について、1 年程経過しているが、何か実績はあるか。

総務部長：正規には 19 年 4 月から制度化したが、従来から区長さん等から依頼を受けて資料作成等を行っていたので、その内容が継続されており、新しい実績は無い。

佐藤委員：区長さんはこの活動支援について知っているのか。

総務部長：当初の区長会でご報告させていただいております。

伊藤委員：財政計画があるが、歳出面で増減の幅があるが、それは適正な幅なのか会長はどのようにお考えか教えて頂きたい。

会長：健全であることは間違いない。このような状態がいつまで続くのかは外部的な要因もあるので、この状態が必ずしも 10 年間続くとは限らない。そんな中で行革事項や事業評価、職員研修などが前向きに取り組みられている現状から、非難すべき内容ではない。

伊藤委員：勤務評価制度導入について、職員からどんな反応があったか。

総務部長：今回は 6 月から 12 月までの期間で、1 次評価、2 次評価、副村長評価で行った。まだ、勤務評価後、全ての職員が昇給時期を迎えたわけではないので、具体的な意見は挙がっていない。今後は、これが昇給内容に反映するので何らかの意見が出るかもしれない。高い年齢の職員はなるべく抑えて、若い職員の給与はなるべく上がるように給与表の改定も行われた。

伊藤委員：例えば勤務が良くない職員についても、改善されれば良くなるのか。

総務部長：例えば今年悪い評価の職員でも改善されれば翌年度から昇給はされるので、未来永劫評価が悪い訳ではない。評価は単年度で行われる。

村長：いかにして努力して前に進むかという評価はきちんとすべき。今後はその努力がボーナスの差に表れるようにしていきたい。

伊藤委員：注意して改善されれば給料を減らす必要は無い。

副村長：今年度は 6 ヶ月の評価期間だったが、20 年度は 12 ヶ月を評価期間とする。職員の勤務状況が悪い場合は、もちろん注意をするが、それが原因で悪い結果が出た場合は、たとえその後改善されても、その年度の評価は下がることになると思う。それが翌年度 1 年間で改善されていれば、その年は評価が上がる事になる。また昇給は 1 人の職員が年間数回ある訳ではない。各職員によって昇給時期は違うが、1 人の職員は年間 1 回の昇給しかない。

会長：職員の業務内容によって勤務評定は配慮する必要があり、窓口業務と事業企画を担当する職員では同様の評定は難しい。これから試行錯誤しながら進めていくと思うので、今後の推移を見守る必要がある。

佐藤委員：10年間の財政計画の中に人口推移は考慮されているのか。

副村長：財政計画では人口は横ばいで判断している。平成23年度までの村の第3次総合計画では人口5,000人を目標とし、4つの地区を住宅開発候補地として計画しているが、現状では頓挫している。第3次総合計画が終了するまでには再度4つの地区に住宅開発についてアプローチをさせて頂く。第3次総合計画には具体的な手法が明記されているので、その手法で再度アプローチする。それで進まない場合は、人口5,000人の構想の必要性も含めて次の総合計画で考えていくことになると思う。

佐藤委員：22年に愛知県で市街化区域の見直しがあるように聞いたが、そうであればその時に住宅開発についても検討してはどうか。

副村長：現在の総合計画は村議会及び愛知県に認められている。そこに市街化調整区域内の集落地の近くで住宅開発を行うと手法が明記されている以上、それ以外の手法は許されない。そのため、23年度までには再度今の手法を元にアプローチさせて頂く。

村長：住宅地開発の説明をすると総論は賛成だが、各論は反対になる。そこが大きな課題となる。

副村長：優良農地を守る為、農地の真ん中に住宅地は作れない。だが、今の宅地の近くに住宅地を作ることは、地主の方のご理解を得られないのが現状である。

会長：たくさんの課題があるようですが、今後も引き続き現場に入っていくとのことなので、見守っていくべきと思います。

#### 連絡事項

事務局：連絡事項として明日の午後7時からむらづくりサロンを開催いたします。どうか委員の皆様にもご出席頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 閉会あいさつ

村長：私どもも真摯に受け止め、努力しているところでございます。他の課題も含めまして、1つずつ解決していきたいと考えています。今後におきましても色々なご意見を頂きたいと考えております。本日はありがとう

ございました。

閉会：午後5時15分